

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 三重県名張市朝日町1508番地3  
氏名又は名称 株式会社マサキ  
(代表者氏名) 代表取締役 永橋 正樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

四日市市長 森 智 広



許可の年月日 平成30年 4月 1日

許可の有効年月日 平成32年 3月31日

### 1. 事業の範囲

- ・事業系一般廃棄物（一時多量の一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物を除く。）
- ・一時多量の一般廃棄物（引越等一時的業務に係るもので、特別管理一般廃棄物を除く。）
- ・一時多量の一般廃棄物（改装、解体に伴う家財等一時的業務に係るもので、特別管理一般廃棄物を除く。）

### 2. 許可の条件

- ・四日市市廃棄物搬入管理要綱（昭和54年告示第12号）を遵守すること。
- ・事業系一般廃棄物については、排出事業者が搬入許可を得たものに限る。
- ・一時多量の事業系一般廃棄物については、排出事業者が搬入許可を得たものに限る。
- ・一時多量の家庭系一般廃棄物は、排出者が作成した一時多量家庭系廃棄物排出元確認書を四日市市クリーンセンターに搬入する際に提出すること。

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 4月 1日 更新許可